

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。

第二条中「二万千八百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。

附 則

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日から遅くとも三月三十一日以前から施行する。

## 理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	二、〇八五人
判事補	九五二人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百四十八人とする。

現行

第一条 下級裁判所の裁判官の員数は、次の表のとおりとする。

区分	員数
高等裁判所長官	八人
判事	二、〇三五人
判事補	九七七人
簡易裁判所判事	八〇六人

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万千八百八十三人とする。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
用例集

本則関係

「第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。」の例…………… 1 ページ

「第二条中「二万千八百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。」の例…………… 1 ページ

附則関係

「この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例…………… 1 ページ

理由関係

「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例…………… 1 ページ

平成二十九年十二月  
法務省司法法制部

裁判所職員定員法 関係  
用例集

【「本則」関係】

① 「第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

第一条の表中「一、九八五人」を「二、〇三五人」に、「一、〇〇〇人」を「九七七人」に改める。

② 「第二条中「二万千八百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

第二条中「二万千八百八十八人」を「二万

千八百八十三人」に改める。

【「附則」関係】

③ 「この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。」の例

○ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

④ 「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十七号）  
平成二十九年・第九十三回国会提出合本

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

# 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

## 【説明資料】

平成二十九年十二月

法務省司法法制部

## 資料目次

1	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要	1
2	判事の増員と判事補の減員の理由について	2
3	判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて	9
4	裁判官の定員の増員等	11
5	増員・減員内訳	12
6	増加人員表	13
7	増員経費内訳	14
8	別紙(1～6)	15



## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法務省

### 1 改正の必要性及び趣旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

### 2 法律案の内容

- (1) 判事の員数を50人増加し、判事補の員数を25人減少すること（第一条関係）

民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を50人増加し、判事補の員数を25人減少しようとするものであり、これは、判事の定員を25人増員するとともに判事補の定員から判事の定員へ25人の振替を行うことにより、執務態勢の強化を図ろうとするもの。

- (2) 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少すること（第二条関係）

家庭事件の適正かつ迅速な処理、事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を19人、裁判所事務官を18人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、技能労務職員等を72人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少しようとするもの。

### 3 施行期日

平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

## 判事の増員と判事補の減員の理由について

### 1 裁判官の職務に関する客観的状況

#### (1) 判事及び判事補の職権の差異について

判事と判事補は、次のとおり、法律上職権に違いが設けられている。

判事は、裁判官として完全な職権を有するのに対し、裁判所法上、判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて1人で裁判することができず（同法第27条第1項）、また、同時に2人以上合議体に加わり、又は裁判長になることができない（同条第2項）。

ただし、判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条は、判事補で裁判所法第42条第1項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して5年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、判事補としての職権の制限を受けないものと規定しているため、いわゆる特例判事補は、判事と同等の職権を有する。

なお、判事補のうち、特例判事補の割合は約47パーセント、その余の判事補の割合は約53パーセントである。

#### (2) 事件動向

民事訴訟事件は、近年、過払金返還請求事件の減少に伴い全体として減少傾向にあったが、再び増加に転ずる兆しがある（別紙1・15頁）。そして、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚などにより、法的紛争が複雑化・多様化するとともに、当事者の対立が先鋭化して争訟性も高くなっている。また、裁判所に持ち込まれる事件は複雑・困難化しており、医療・建築などの典型的な専門訴訟だけでなく、多様化した金融取引、経済取引に端を発したものや、IT等先端的技术が関わるものなど類型化できないものが増え、また社会や経済活動へ大きな影響を及ぼす判断が求められる事件も少なくない（別紙2・16から17頁）。

また、家事事件も全体として増加傾向が続いている上（別紙３・１８頁）、高齢化社会の進展により、近時、成年後見関係事件の事件数が累積的に増加（成年後見等開始事件の増加に伴い、原則として被後見人等が死亡するまで継続的に後見人等による事務の監督を行っていく必要がある後見等監督処分事件が累積的に増加することになる。）していることに加え（別紙４・１９頁）、後見人による不正行為は、裁判所による監督態勢の強化により減少してきているものの、依然として一定数発生している状況にある（平成２８年中の不正行為事例は合計５０２件、被害総額は約２６億円）。

加えて、平成２８年５月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号）が施行され、平成２９年３月には、同法に基づき、成年後見制度利用促進計画が閣議決定されたことにより、成年後見関係事件は今後更なる増加が予想される。

(3) 判事及び判事補の定員のこれまでの充足状況

別紙５・２０頁のとおり

(4) 来年度の判事の定員の充足の見込み

平成２９年１２月１日現在の判事の欠員は８９であるが、平成３１年１月までの判事の減耗数と同期間の判事補等からの任官者数（同期間に判事任官する判事補は約１６０人と見込まれる。）を考慮すると、５０人の増員分も適切に充員できるものと見込んでいる。

## 2 判事増員の理由

前記１のとおり、民事訴訟事件は再び増加に転ずる兆しがある上、社会経済情勢の変化等を背景として複雑困難化している。これらの複雑困難化する民事訴訟事件を適正迅速に処理するためには、３人の裁判官によって構成される合議体による審理を更に充実強化していくことが必要である。

また、高齢化社会の進展等により、成年後見関係事件が今後更に増加すること

が予想される中で、成年後見制度に対する国民の信頼を維持するためには、後見人の事務に対する裁判所の監督態勢を充実させつつ、事件の増加にも適切に対応していくことが必要であり、そのためには、成年後見関係事件を担当する裁判官の増員が不可欠である（成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条においても、家庭裁判所の人的体制を整備することが国の責務として定められている。）。

さらに、平成25年1月に家事事件に係る手続保障を充実させるとともに利便性の向上を図るべく施行された家事事件手続法の下で、調停事件や審判事件について同法の趣旨に沿った適正な手続を実現していくとともに、児童福祉法の改正により、新たに創設された家事審判事件類型についても適正迅速に処理していくためには事件処理に長けた判事の増員が不可欠である。

このような観点から、判事50人の増員を要求することとしたものである。

### 3 判事補減員の理由

判事補は、ここ数年、およそ20人前後欠員が増加する状況が続いており、その充員のためには採用を増加させることが必要になるが、渉外弁護士事務所等との採用の競合等により裁判官にふさわしい資質・能力を備えた優秀な人材を確保することが困難となっていることや、裁判官のなり手である司法修習生の数が減少（平成19年：2380人 平成28年：1530人 平成29年：1516人）していること、弁護士からの判事補への採用も年間数名程度にとどまっていることから、判事補定員977人全てを充員することは困難な状況が続いている。

このことに加え、事件動向や事務処理状況、平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議の趣旨等を踏まえて総合的に検討した結果、平成30年度は、判事補の定員のうち25人を事件処理に長けた判事に振り替えることにより、全体としての執務態勢の強化を図ることにしたものである（判事補の採用数について

は、平成28年度までの10年間は概ね100人程度で推移している一方、行政官庁等での勤務をしている判事補の数は近年100人程度で安定しており、判事補全体では少なくとも100人程度の欠員が生じているため、判事補25人の減員を行ったとしても、判事補の採用数を今後恒常的に減少させなければならない状況は生じないものと考えられる。)

なお、裁判官の年齢構成は別紙6・21頁のとおりであり、平成30年度に判事の増員及び判事補の減員を行ったとしても、裁判官全体の年齢構成に直ちに問題が生ずるとか、全人口との対比において特にその構成が高齢者に偏っているといた状況にはないと考えられる。

また、判事補については、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）が平成17年4月に施行されるなど、判事補の外部経験の範囲が拡大しているところである（平成14年度：約52人、平成19年度：約92人、平成29年度：約98人）。判事補の外部経験により、判事補の身分を一時的に失う者も一定数存在するところ、これも、判事補の欠員増加の一要因になっていると考えられる。しかし、これらの者は当該外部経験終了後には判事補の身分に復帰し、判事に任官することが想定されているから、今回、判事補の定員を減少させることによって、将来の判事の定員の充足が困難になる等の状況に陥るとは考えられない。

【参照条文】

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

（一人制・合議制）

第26条 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 （略）

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

（判事補の職権の制限）

第27条 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

2 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

（地方裁判所の規定の準用）

第31条の5 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

（判事補の任命資格）

第42条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

2～4 （略）

（判事補の任命資格）

第43条 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

○ 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）

（判事補の職権の特例）

第1条 判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二条第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受

けないものとし、同法第二十九条第三項（同法第三十一条の五で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとする。

2 （略）

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

（基本理念）

第3条 （略）

2 （略）

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

（要保護児童の保護措置等）

第28条 （略）

2～6 （略）

7 家庭裁判所は、第4項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

8 （略）

（要保護児童の保護措置等）

第33条 （略）

2～4 （略）

5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。（以下略）

6～12 （略）

○ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）

（審判以外の裁判）

第81条 (略)

2 (略)

3 審判以外の裁判は、判事補が単独であることができる。

【参考】

○ 平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議（抜粋）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、二 (略)

三 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討していくこと。

四～六 (略)



### 判事補の定員の減少に関する経過措置を定めないことについて

前記のとおり、平成30年度は、事件動向や事務処理状況、司法修習生の修習を終えた者等からの判事補の充員が困難な状況が続いていること等を踏まえて総合的に検討した結果として、判事補の定員のうち25人を判事の定員に振り替えることとしたものである。そして、別紙5・20頁のとおり平成29年12月1日現在で判事補の欠員が164名に達しており、判事補の任官時期であるため現在員が最も多くなる平成30年1月においても、判事補の欠員が100人程度となることが見込まれる。したがって、仮に平成30年4月1日に裁判所職員定員法の一部を改正する法律が施行され、判事補の定員を25人減少したとしても、判事補の現在員が定員を超過する可能性はないことから、判事補の員数を減少する時期についての経過措置は特段設けないこととしたものである。

なお、今回と同じく判事補の定員を減少させた平成22年度においては、下記のとおり、附則で経過措置を設けているが、これは以下のような理由に基づくものである。すなわち、同年度においては、裁判所法の一部を改正する法律（平成10年法律第50号）の施行による司法修習期間の短縮に伴い平成12年度に2期連続して判事補に採用した52期（平成12年4月87人採用）と53期（平成12年10月82人採用、52期と53期の採用人数計169人）が共に判事に任官するという特殊事情があり、平成12年以降、計11期分の判事補が在籍していたものが平成22年度以降は10期分しか在籍しないこととなるため、判事の純増45人のほかに判事補から判事へ20人の振替を行うこととしたものであるが、実際に53期の判事補が判事に任官するのは平成22年10月であった。そこで、それまでの間は、判事補の現在員が定員を超過しないように、暫定的に判事補の定員を従前どおり1020人に維持するという手当てを講ずることとしたものである。

【参照条文】

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成22年法律第11号）

附則

- 1 （略）

（平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例）

- 2 判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。

1 裁判官の定員の増員

区 分	理 由	員 数
判 事	(1) 民事訴訟事件の審理充実 (2) 家庭事件処理の充実強化	50

(注) 増員数は判事補からの振替 25 を含む。これに伴い、判事補は 25 減となる。

2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所書記官	(1) 家庭事件処理の充実強化 (2) 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	19			19
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	18	事務処理の合理化	-6	12
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-64	-64
合 計		37		-72	-35

平成20年度～平成30年度の増員・減員内訳

年度	区分	判事	判事補	簡 判	裁 事	小計	一般職	合計
平成20年	民事訴訟事件の審理充実 刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備 家庭事件処理の充実強化	40	35			75	120	195
	減員					0	△120	△120
	合計	40	35	0		75	0	75
平成21年	民事訴訟事件の審理充実 刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備 家庭事件処理の充実強化	40	35			75	130	205
	減員					0	△127	△127
	合計	40	35	0		75	3	78
平成22年	民事訴訟事件の審理充実 民事執行事件処理の充実強化 家庭事件処理の充実強化	65				65	75	140
	減員		△20			△20	△75	△95
	合計	65	△20	0		45	0	45
平成23年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	45				45	80	125
	減員					0	△80	△80
	合計	45	0	0		45	0	45
平成24年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	30				30	80	110
	減員					0	△110	△110
	合計	30	0	0		30	△30	0
平成25年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	32				32	48	80
	減員					0	△81	△81
	合計	32	0	0		32	△33	△1
平成26年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化	32				32	44	76
	減員					0	△80	△80
	合計	32	0	0		32	△36	△4
平成27年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	32				32	40	72
	減員					0	△76	△76
	合計	32	0	0		32	△36	△4
平成28年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	32				32	40	72
	減員					0	△76	△76
	合計	32	0	0		32	△36	△4
平成29年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 事件処理の支援のための体制強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	50				50	41	91
	減員		△23			△23	△76	△99
	合計	50	△23	0		27	△35	△8
平成30年	民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 事件処理の支援のための体制強化 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進	50				50	37	87
	減員		△25			△25	△72	△97
	合計	50	△25	0		25	△35	△10

## 平成30年度増加人員表

区分 官職		民事訴訟事件の審理充実 家庭事件処理の充実強化 事件処理の支援のための 体制強化 ワークライフバランス推進 国家公務員の女性活躍と
裁判官	判事	50
行 (一)	書記官	(13) 19
	事務官	(15) 18
合計		(28) 87

- (注) 1 上段の ( ) は、自律的再配置によるもので内数である。  
 2 他に、振替(判事補から判事への振替25、速記官から書記官への振替2)及び政府からの協力要請(平成26年7月25日付け内閣官房長官「「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について」)に対応するものとして削減70がある。

平成30年度増員経費内訳

1 増員要求に伴う経費

(1) 裁判官(判事)

人件費 100,644千円

(2) 裁判官(判事補)

人件費 △43,715千円

(3) 一般職(書記官等)

人件費 147,765千円

合計

204,694千円

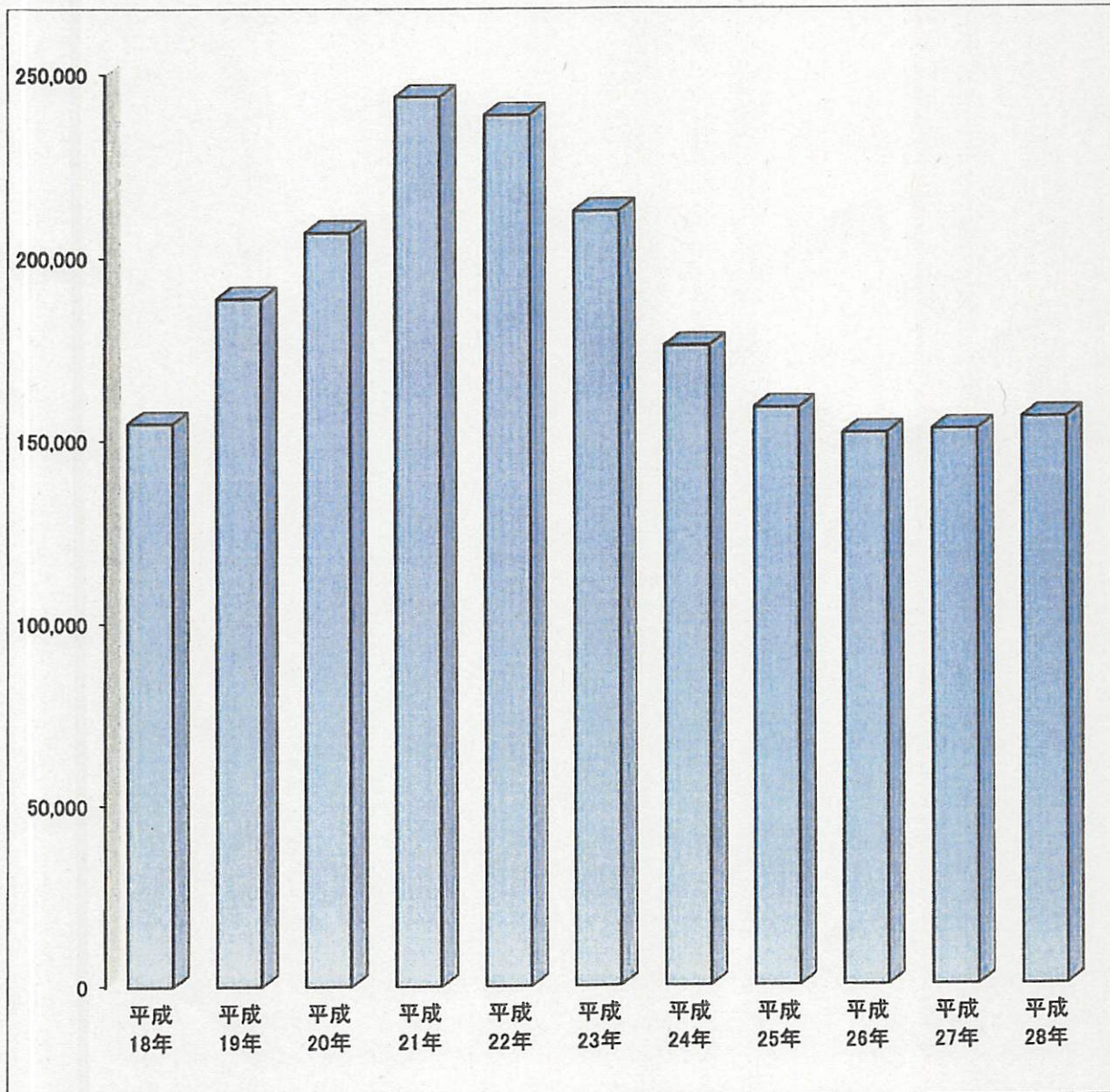
2 定員合理化に伴う経費

人件費

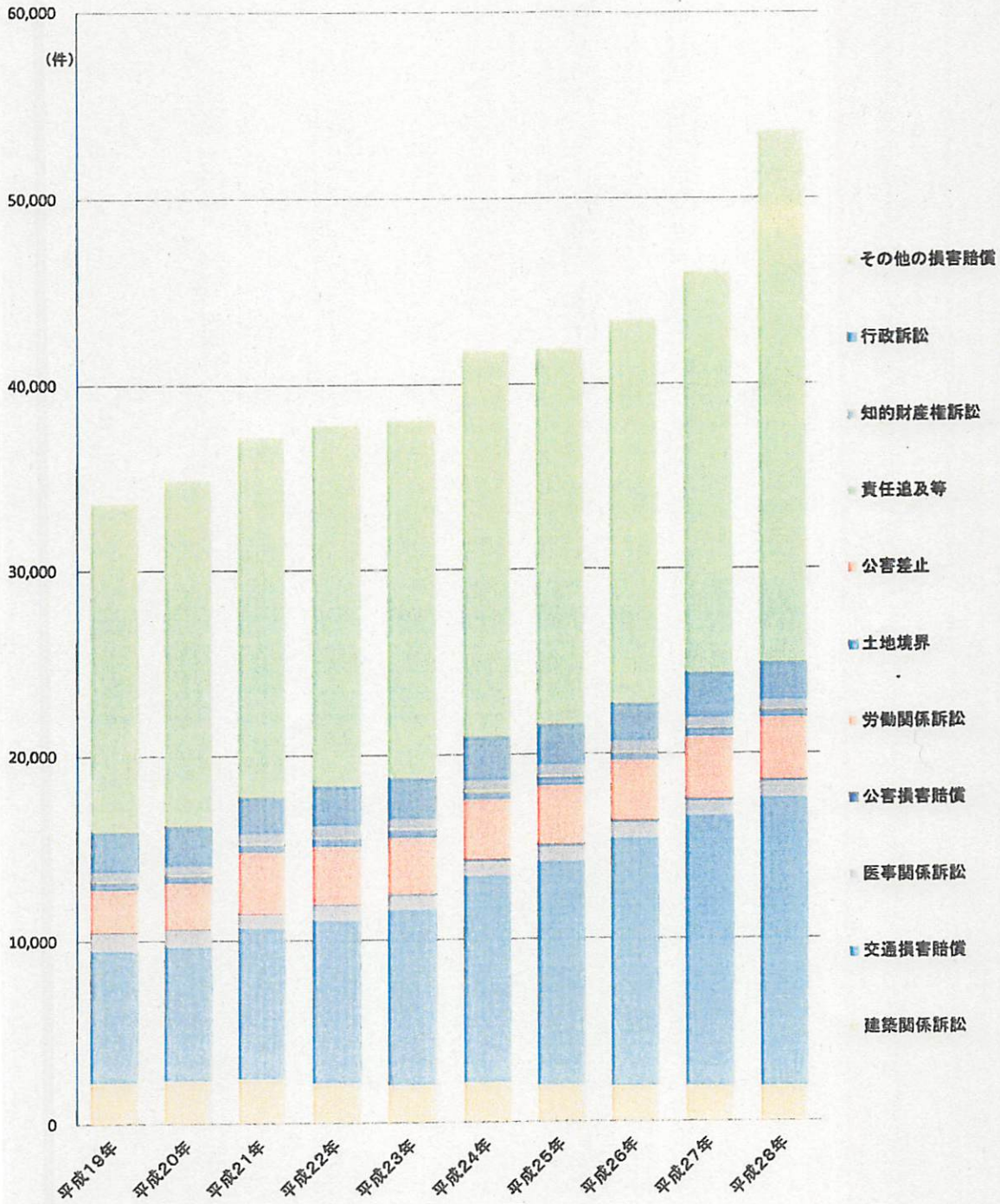
△397,745千円

民事訴訟事件 (地方裁判所)

年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新受総数	154,892	189,037	206,952	243,909	238,889	212,596	175,765	158,660	151,636	152,529	155,740
指数	100.0%	122.0%	133.6%	157.5%	154.2%	137.3%	113.5%	102.4%	97.9%	98.5%	100.5%



### 複雑困難類型の事件動向 (地方裁判所民事第一審)



※ 複雑困難類型とは、概ね1年以上の審理期間を要するものをいう。  
※ 「責任追及等」とは、株主代表訴訟の事件を指す。

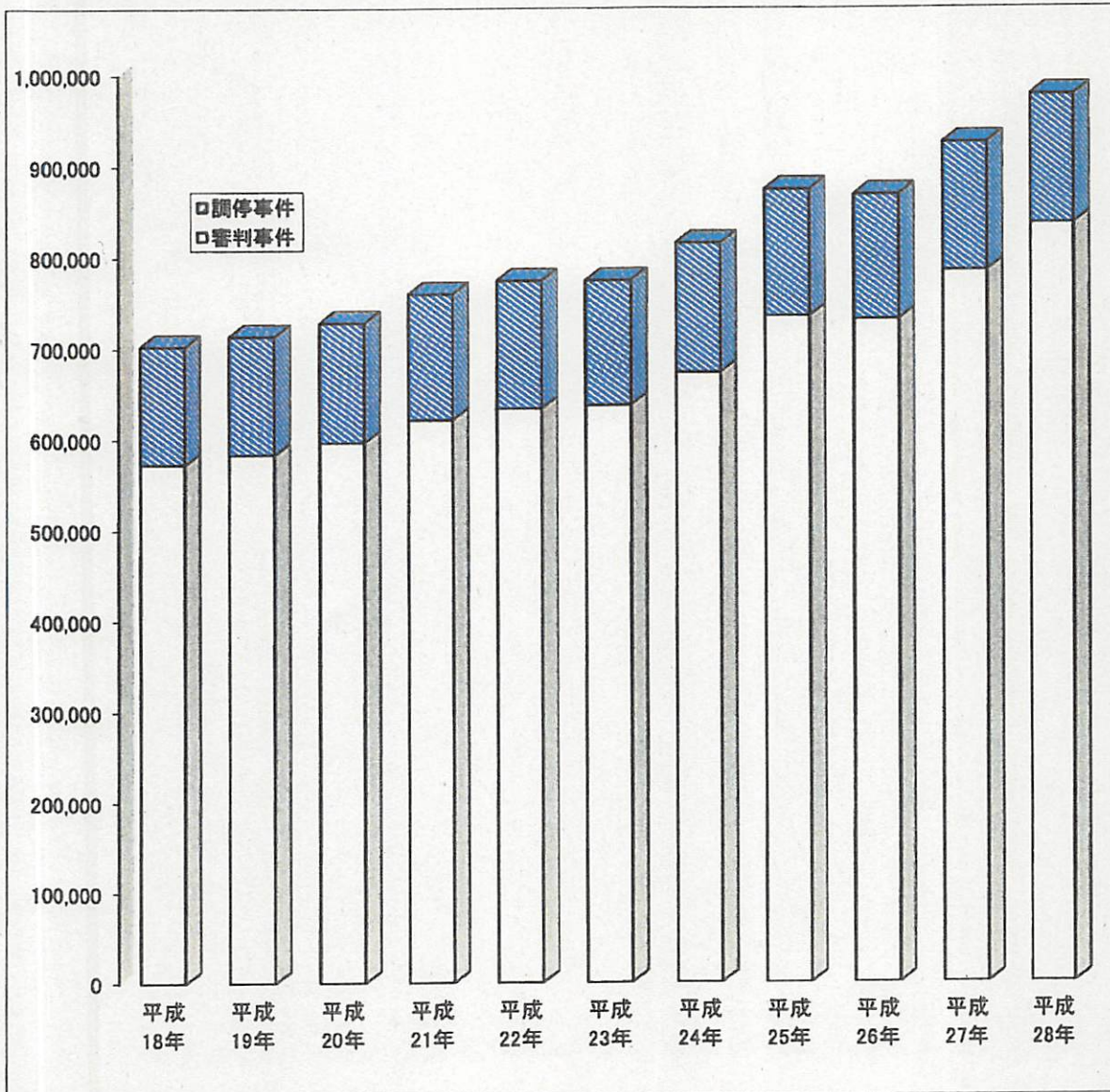


### 複雑困難類型の事件動向(地方裁判所民事第一審)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
その他の損害賠償	17,748	18,704	19,475	19,485	19,350	20,838	20,307	20,733	21,668	28,745
行政訴訟	2,211	2,170	2,029	2,195	2,268	2,417	2,237	2,106	2,486	2,094
知的財産権訴訟	468	459	498	605	461	499	550	546	532	501
責任追及等	70	64	69	80	83	106	95	58	59	36
公害差止	18	5	3	4	6	3	8	7	8	5
土地境界	394	405	408	414	408	408	420	396	407	367
労働関係訴訟	2,292	2,493	3,321	3,144	3,082	3,227	3,216	3,257	3,391	3,392
公害損害賠償	36	45	36	38	56	80	79	87	80	86
医事関係訴訟	927	851	707	772	740	764	778	834	801	828
交通損害賠償	7,255	7,383	8,263	8,925	9,599	11,302	12,224	13,495	14,692	15,702
建築関係訴訟	2,302	2,390	2,489	2,231	2,107	2,221	2,037	1,999	1,977	1,966
複雑困難類型の事件数	33,721	34,969	37,298	37,893	38,160	41,865	41,951	43,518	46,101	53,722

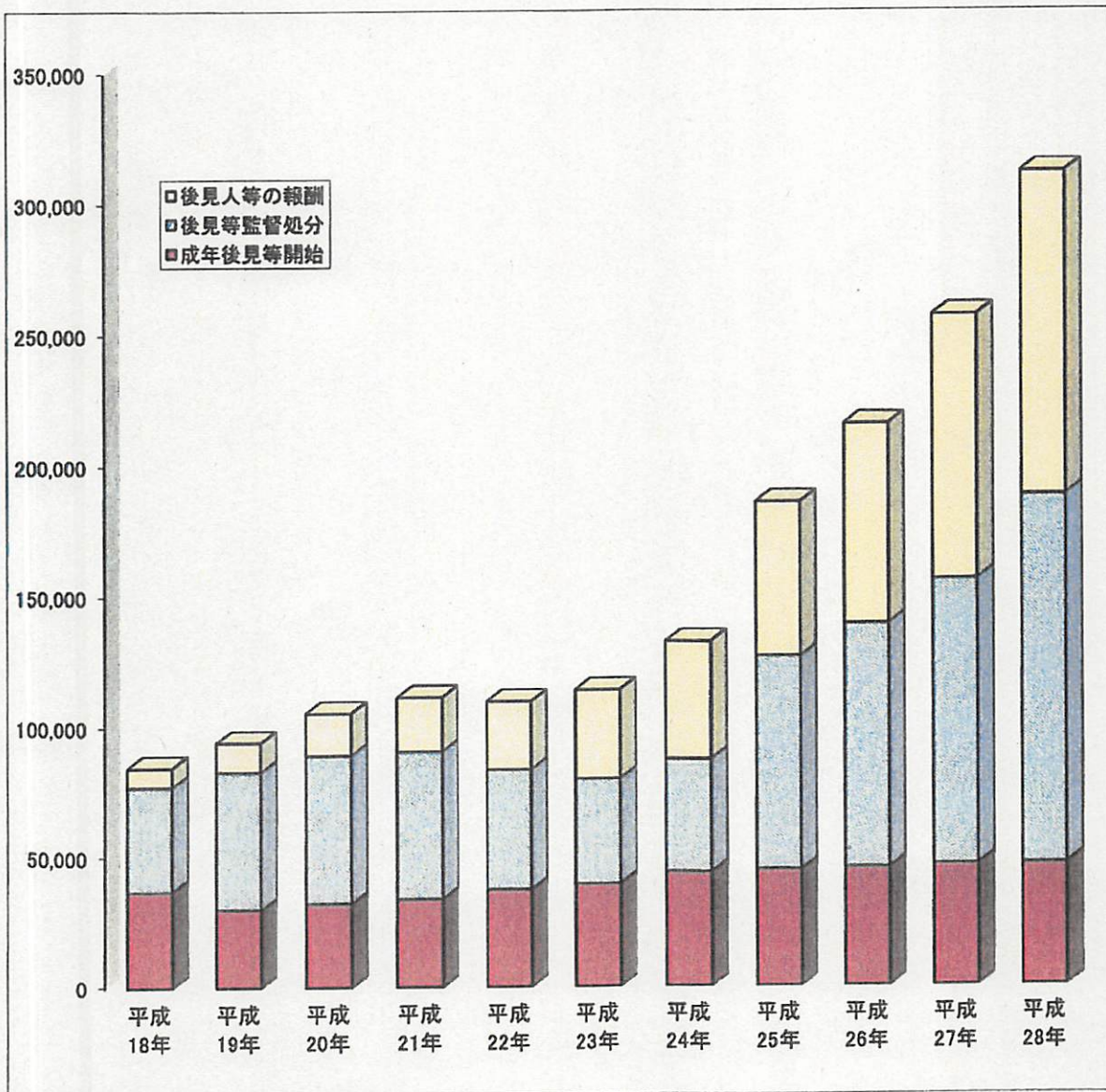
## 家事事件 (家庭裁判所)

年次	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
審判事件	572,781	583,426	596,945	621,316	633,337	636,757	672,683	734,228	730,609	784,084	835,715
指数	100.0%	101.9%	104.2%	108.5%	110.6%	111.2%	117.4%	128.2%	127.6%	136.9%	145.9%
調停事件	129,690	130,061	131,093	138,240	140,557	137,390	141,802	139,593	137,207	140,827	140,641
指数	100.0%	100.3%	101.1%	106.6%	108.4%	105.9%	109.3%	107.6%	105.8%	108.6%	108.4%
総数	702,471	713,487	728,038	759,556	773,894	774,147	814,485	873,821	867,816	924,911	976,356
指数	100.0%	101.6%	103.6%	108.1%	110.2%	110.2%	115.9%	124.4%	123.5%	131.7%	139.0%



## 成年後見関係事件 (家庭裁判所)

年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
成年後見等開始	37,416	30,370	32,738	34,413	37,879	39,863	44,231	45,092	45,838	47,042	47,181
後見等監督処分	40,281	53,070	56,993	56,720	46,218	40,475	43,448	81,995	93,658	109,252	141,219
後見人等の報酬	7,425	11,237	16,205	20,777	26,099	34,098	45,091	58,918	76,420	101,088	123,609
計	85,122	94,677	105,936	111,910	110,196	114,436	132,770	186,005	215,916	257,382	312,009
指数	100.0%	111.2%	124.5%	131.5%	129.5%	134.4%	156.0%	218.5%	253.7%	302.4%	366.5%



## 下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

区分 年度	判事			判事補				
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B
平成22年度	1,782	1,758	24	1,000	862	138	105	33
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	65	99

\* 現在員は12月1日現在である。

\* 任官者は12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(平成29年度は平成30年1月までの任官予定者を含む。)

## 裁判官の年齢階層

区分	裁判官(最高裁判所の裁判官を含む)		人口分布率
	計	(%)	(%)
19歳以下	0	0.0%	17%
20～29歳	261	7.4%	10%
30～39歳	854	24.1%	12%
40～49歳	853	24.0%	15%
50～59歳	877	24.7%	12%
60歳以上	703	19.8%	34%

※裁判官の年齢階層数値については、平成28年12月1日現在の数値

※人口分布については、総務省統計局ホームページより引用(平成28年10月1日現在)